

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 2 9 号

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「子育て健康部」を「こども健康部」に改める。

第 6 条の見出し中「、懲罰特別委員会」を「及び懲罰特別委員会」に改める。

第 1 0 条の見出し中「、秩序保持権」を「及び秩序保持権」に改める。

第 1 7 条第 1 項ただし書中「発言する」を「、発言する」に改める。

第 1 9 条第 2 項中「討論」を「、討論」に改める。

第 2 0 条中「市長」を「、市長」に、「説明」を「、説明」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「第 1 号」の次に「。以下「会議規則」という。」を加え、「これ」を「、これ」に改める。

第 2 3 条中「その委員会」を「、その委員会」に改める。

第 2 4 条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第 2 5 条第 3 項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「議長」を「、議長」に改める。

第 3 0 条（見出しを含む。）中「議会規則」を「会議規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。